平成２２年（フ）第１２０号
佐賀県佐賀市鍋島町大字森田1089番地１
債務者　藤松佐和子
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
佐賀県佐賀市昭栄町７番10号
債務者　木村　鶴子
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
佐賀県佐賀市鍋島町大字森田446番地１
債務者　井上　　毅
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５号
大分県中津市大字福島2522番地14　サンクスハイツ５号、申立時の住所大分県国東市国見町伊美2500の１番地
債務者　久保田昭洋
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６号
大分県中津市大字上宮永955番地19
債務者　山口　敬子
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第２７号
大分県中津市三光下深水801番地
債務者　生田慶太郎
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第２９号
大分県中津市大字東浜743番地３　ポテトハウスＡ101
債務者　野々垣恵美子
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第３３号
大分県豊後高田市来縄2224番地
債務者　平井　花奈
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６号
福井市大森町第34号３番地１、旧住所福井市大森町第99号18番地５
債務者　山﨑喜代美
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
福井市江尻ヶ丘町６番地
債務者　山本　　昇
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
福井県鯖江市平井町第41号１番地31
債務者　前川　光子
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
長野市大字小柴見18番地　サンライフアサヒ102、前住所長野県上水内郡飯綱町大字川上2755番地1599
債務者　青木良太郎
１　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
兵庫県伊丹市高台４丁目９番地　グランドール伊丹緑ヶ丘公園201号
債務者　田中　健一
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１８０号
兵庫県宝塚市中筋１丁目４番７号
債務者　村戸知恵子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第８４５号
兵庫県西宮市二見町４番17―201号
債務者　髙島美紀子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４９号
兵庫県西宮市甲子園高潮町７番20―1002号、住民票上の住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―232号
債務者　近藤紗世香
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５５号
兵庫県西宮市愛宕山６番51号岡崎方
債務者　神山笑美子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３８４号
兵庫県芦屋市陽光町５番１―609号
債務者　田上　真也
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係